『現代農業』2019 年２月号（農山漁村文化協会発行）

「リレーエッセイ　意見異見」

種子法に代わる北海道の種子条例 今のままでは不十分

2018 年４月に主要農作物種子法（種子法）が廃止されたことを受け、都道府県が独自の種子条例をつくる動きが広がっている。同年 10 月までに新潟・兵庫・埼玉・富山・山形の５県が種子条例を制定。後塵を拝する形で、筆者が暮らす北海道でも 18 年度内の制定をめざしている。

条例の対象作物について、５県が種子法と同じイネ・麦類・大豆としたのに対し、道はこれらに雑豆（小豆、インゲン、エンドウ）とソバを加える予定という。「さすが食料供給基地の北海道だ！」と評価する声もあるが、生産実態と条例の関係などを検証すると疑問が多い。将来を見すえた、道の農業哲学が伝わってこないのだ。

主要農作物（イネ、麦類、大豆）の種子の品質を管理し、優良な種子の安定的な供給を都道府県に義務づけたのが、食料難時代の 1952 年に制定された種子法。農業試験場など公的研究機関による種子の生産、圃場の指定や審査などを定めていた。

種子法廃止は 16 年、ＴＰＰ（環太平洋経済連携協定）交渉のなかで規制改革会議（現・規制改革推進会議）を日米両国の調整機関に位置づけたことを契機に急浮上した。17 年４月の国会で廃止法案が可決される一方で、「試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進する」として、先人が蓄積してきた公共財を民間に払い下げる、農業競争力強化支援法が成立してしまった。

種子法の廃止が決まると、北海道内の農業関係者や消費者らの間に、地域の優良種子を安定的に調達できなくなることへの不安が広がった。グローバル企業の種子ビジネス参入が遺伝子組み換え（GM）作物の侵入につながるのではないか、との危機感も根強くある。道民有志が 18 年３月に札幌市内で開いた緊急フォーラムには各地から約 250 人が参加し、立ち見が出る盛況になったほどだ**（写真右）**。

長年、種子生産事業に携わってきたＪＡグループの担当者はこう話す。

「60 年余り根拠法があって種子の生産体制が整備され、今日に至った。果たして、法律をなくす必要があったのか…。農家からも不安の声をよく聞きます」

「種子は国民の共有財産」と強調する、生活クラブ生協・北海道の山﨑栄子理事長は、「次世代の人たちが安心して暮らせる社会を構築するために、種子法に代わる法律や道条例の制定に向けた流れを作ろう」と呼びかけた。

そして 18 年６月、道内の生協役員や農民団体の代表、農学研究者、元ＪＡ組合長、自治体の首長、ジャーナリスト、食関連グループの代表ら 38 人が世話人になり、種子を守り育て、安全・安心な食と農業の発展をめざす、「北海道たねの会」を設立した。

じつは 17 年、道農政部は新たな条例の制定を模索していた。道議会の委員会で条例や要綱の制定を明言し、必要な手続きを進める方針も表明。しかし、農業団体や与党会派の条例に対する姿勢にばらつきがあるなどの理由で、模様眺めに転じる。休眠状態から目覚めるのは 18 年３月、道議会での質疑が再燃してからだ。

そうした時期に「たねの会」が誕生し、イベントなどを企画する一方、有志による条例検討チームを立ち上げた。筆者も世話人の一人として、このチームに参画している。道民目線で独自の条例案を作ることになり、府県の種子条例や北海道食の安全・安心条例などを参考にしながら、何度も議論を重ねた。

同会は 18 年８月、道や道議会に「北海道農作物種子基本条例案」を提案した。主要農作物に限定せず、道が認定した 333 の優良品種を軸にした条例案で、「札幌黄」「黒千石大豆」など在来種の保護や、自家採種の権利も盛った。また、北海道の植物遺伝資源や関連の知見が流出し、ＧＭ技術への応用などにより多国籍企業などに独占使用されぬよう、食の安全・安心条例の趣旨に沿って流出防止策を講じる旨の規定も設けた。行政による条例づくりに対し、道民側から一石を投じたものだ。

高橋はるみ知事は 18 年７月の道議会でようやく、主要農作物に絞った道条例の制定方針を表明した。８月に条例の「骨子案」、10 月に「素案」を示してパブリックコメントを募集し、議会や審議会などの意見を聞きながら、知事の任期内（18 年度末）の制定をめざす。本格的な条例づくりの議論には、関係団体や道民などの意見も聞き最低でも１年ほどの検討作業が必要だが、拙速なスケジュールで臨んでいる。

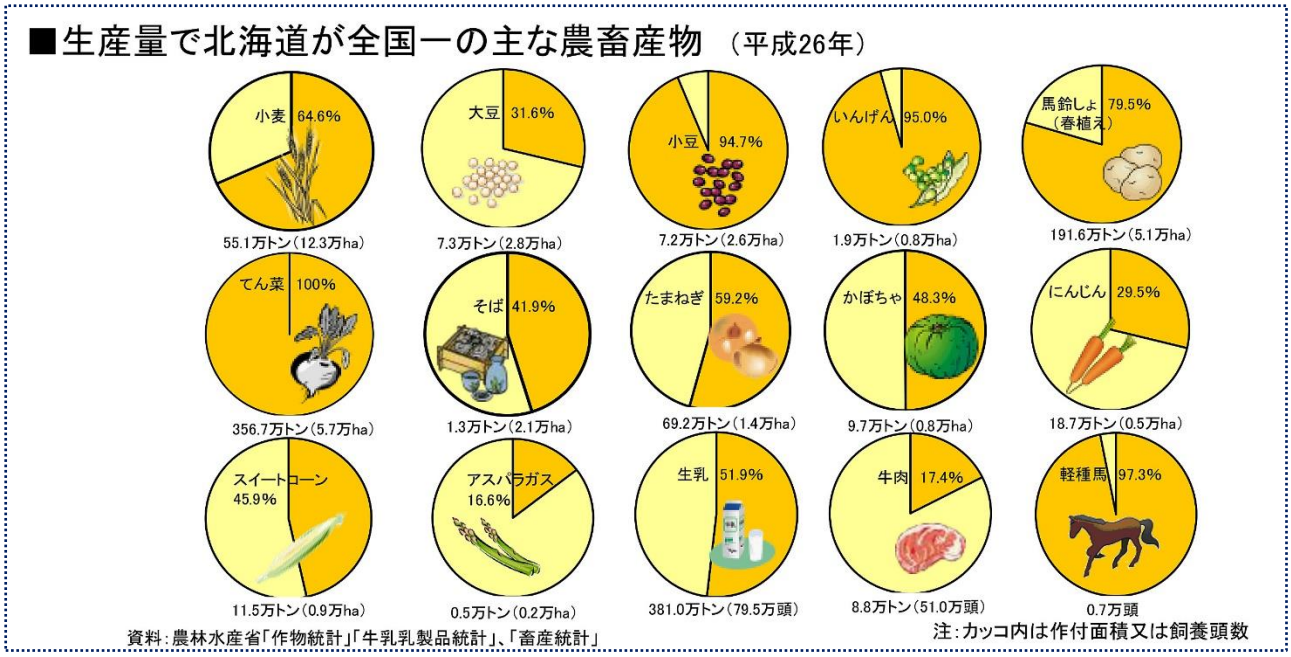

しかし、「対象作物をどうするか？」をめぐり、綻びが生じた。主要農作物のみの「骨子案」に道議会や審議会などから異論が相次ぎ、「素案」になると、要綱の対象だった小豆やインゲン、エンドウ、ソバの４品目を急いで追加したのである。

大豆の作付面積４万 ha より多い、バレイショ（5.1 万 ha）やテンサイ（同 5.9 万 ha）、飼料作物（59

万 ha）は除外された。一方で、少面積のエンドウ（425ha）や大麦（1690ha）は対象にするなど、北海道農業の実態から乖離している（注＝数値は 16 年実績）。補助金絡みで策定した要綱を転写しただけの「素案」になってしまった。優良品種として道が認定した 333 品種のうち条例の対象は 85 品種にとどまり、全体の４分の１にすぎない。

道農政部の資料には、生産量で北海道が全国一の農畜産物として小麦や大豆、バレイショ、テンサイ、タマネギ、スイートコーン、生乳、牛肉など 15 品目を挙げている。根拠法がなくなった今、条例の対象作物は地域性を反映したものが必要だ。全国一の食料供給地を自認する北海道は、その先鞭をつけるべきではないのか。条例制定の意欲は評価できるが、「どんな“物差し”を当てた条例なのか」をめぐる見識が伝わってこない。真摯に道民の意見に耳を傾け、合意形成を図っていく姿勢も欠けている。

「素案」は、在来種や地域限定品種の保護、植物遺伝資源に関する国際条約にも明記された自家採種の権利にも言及がなく、道は「地産地消の中で在来種などの対応に取り組みたい」とピント外れな見解を示す。

これまでの経緯を検証してみると、付け焼き刃の対応という印象が強く、残念ながら、全国に誇ることのできる条例にはならないのではないか。

「北海道たねの会」が主催した種子条例をめぐる道農政部との意見交換会（18 年 10 月 25 日）

（プロフィル）　たきかわ　こうじ

1954 年、北海道生まれ。和光大学人文学部中退。地方紙記者や酪農業を経てフリーのルポライター。著書『狂牛病を追う』（七つ森書館）、『核に揺れる北の大地』（同）など。